

教育福祉産業常任委員会会議録

| | |
|---|---|
| 教育福祉産業常任委員会会議録..... | 0 |
| 【開会】 | 2 |
| 【議案第 14 号】 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について | 2 |
| 【議案第 20 号】 工事請負契約の締結について..... | 3 |
| 【議案第 21 号】 市営土地改良事業について | 3 |
| 【追加議案第 2 号】 工事請負契約の締結について | 4 |
| 【委員長報告】 | 6 |
| 【閉会】 | 6 |

1 日 時

令和 7 年 9 月 1 1 日（木）午後 3 時 3 9 分～午後 4 時 0 0 分

2 場 所

第二委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 神谷 靖

副委員長 榊真衣子

委 員 掛下法示、櫻井恵二、高瀬由子、小林勇治、伊藤幹夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（10名）

(1) 健康福祉部（1人）高橋 理子

(2) こども課（2人）

①こども課長 斎藤 敦子

②こども政策室 阿久津順子

(3) 生涯学習課（2人）

①生涯学習課長 宮本 典子

②矢板公民館 斎藤真由美

(4) 経済部（3人）

①経済部長 山口 武

②農林課長兼農委事務局長 山下 征子

③整備振興担当 山崎 正嗣

(5) 教育総務課（2人）

①教育総務課長 佐藤 裕司

②管理担当 前野 秀明

6 担当書記

星 哲也 手塚 紀寿

7 付議事件

【議案第 14 号】 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【議案第 20 号】 工事請負契約の締結について

【議案第 21 号】 市営土地改良事業について

【追加議案第 2 号】 工事請負契約の締結について

【開会】

○委員長（神谷 靖） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (15:39)

これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第14号、議案第20号、議案第21号及び追加議案第2号までの4件である。

なお、説明に当たり執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第14号】 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長 議案第14号を議題とする。

○こども課長（斎藤敦子）

（「議案書」9～23ページにより説明）

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

（異議なし）

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第14号は原案のとおり可決された。

【議案第 20 号】 工事請負契約の締結について

○委員長 次に、議案第 20 号を議題とする。

○生涯学習課長（宮本典子）

（「議案書」51 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 20 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

（異議なし）

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 20 号は原案のとおり可決された。

【議案第 21 号】 市営土地改良事業について

○委員長 次に、議案第 21 号を議題とする。

○農林課長（山下征子）

（「議案書」53～55 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 21 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 21 号は原案のとおり可決された。

【追加議案第 2 号】 工事請負契約の締結について

○委員長 次に、追加議案第 2 号を議題とする。

○教育総務課長 (佐藤裕司)

(「追加議案書」 2～3 ページにより説明)

○委員長 これより追加議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 トータルとして 45 億 8,000 万ですか、元々の金額が。それに対するトータルの数字としてどのような見込みになりますか。

元々 45 億 8,000 万、事業費の総額として伺ってございましたけども、この数字がそれに該当するかどうか。この 32 億 4,000 万が、その中でどういう位置付けなのかと見解を示して欲しいんですけど。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 50)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (15 : 52)

○教育総務課長 この 32 億 4,170 円税込みですね。これに関しては、先ほども、御説明申し上げましたとおり、校舎と体育館、これの建設工事の契約であります。いわゆる外構工事や、既存の現校舎ですね、こちらの解体工事の経費は含まれておりま

せん。以上です。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 53)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (15 : 54)

○櫻井委員 議員としては、45億8,000万で可決したのは間違いないんですが、解体を抜いたというのは何か都合があるんですか。

○教育総務課長 元々、令和7年度の当初予算、こちらで継続費を設定しております。継続費も議決案件であるわけですね。継続費で元々設定している中身というのは、この校舎部分と体育館の部分だけなんです。いわゆる解体とか、外構工事とか、これに関しては次の年度の、新しい年度の予算で継続費をまた新たに設定するというふうな予定でございました。ですから継続費で設定している内容の中で、今回こういった入札を経て仮契約を締結して、今回議案として提出させていただいている次第になります。

○櫻井委員 ということは一年おきに出てくるわけで、物価高騰しているから、総金額が上がるかもしれない。それは分からないということですね。

○教育総務課長 物価高騰による単価スライドは、この東小学校の案件にかかわらず、全国、津々浦々どこでも同じ条件になるものと考えております。予定に関しては、単価スライドがあれば、当然御説明させていただいて、御理解をいただいで進めさせていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○委員長 暫時休憩する。 (15 : 56)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (15 : 57)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

○委員長 続いて討論を行う。討論はないか。

○掛下委員 私はこのまま進行することは反対します。その理由としては、やはり当初から言っていた、前代未聞ですけれども、一切自己資金でやるというそのものが財政に大きな影響してるってことで、このままでは認められないというふうになんかちょっと反対させていただきます。

○委員長 他に討論はあるか。なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。追加議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

○委員長 異議があるので、起立により採決する。原案に賛成する委員の起立を求める。

(起立)

○委員長 賛成多数である。したがって追加議案第2号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。 (16 : 00)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和7年9月11日

教育福祉産業常任委員会委員長